

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年6月10日

京都市長職務代理者 京都市副市長 星川 茂一

京都市規則第13号

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「決定」の右に「及び法第76条の4において準用する介護保険法（以下「準用介護保険法」という。）第136条第1項、第138条第1項及び第141条第1項に規定する特別徴収義務者への通知」を加える。

第3条第1号中「保険料」を「普通徴収に係る保険料」に改める。

第10条の4に次の2項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同一世帯に属するすべての被保険者が当該年度中に75歳に達する場合における当該年度の保険料の納期は、すべての被保険者が75歳に達した日（以下「到達日」という。）の翌日が属する月の前月（到達日が4月1日から6月30日までの間にある場合にあっては、6月）に対応する納期以前の各納期とする。ただし、到達日の翌日が属する月の前月以前の月に法第9条第9項の規定による届出（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した被保険者に係る届出を除く。）が行われたときは、この限りでない。

4 前項本文の場合における各納期の期割り額は、到達日の翌日が属する月の前月までの月割りにより計算して得た額を、納期の数で除して得た額とする。

第10条の5第1項ただし書中「第14条の3」の右に「、第14条の9」を加え、同条第3項中「年度中」を「当該年度中」に改め、「場合」の右に「又は同一世帯に属する被保険者が当該年度中に75歳に達する場合（同一世帯に属するすべての被保険者が当該年度中に75歳に達する場合を除く。）」を加える。

第10条の7前段中「及び第10条の5第2項」を「、第10条の4第4項、第1

0条の5第2項、第10条の6及び第10条の7」に改め、同条を第10条の10とする。

第10条の6の見出し中「前3条」を「前5条」に改め、同条中「条例第17条第1項から第3項までに規定する場合において、前3条」を「前5条」に改め、同条を第10条の8とし、同条の次に次の1条を加える。

(仮徴収が行われていないとき等の特別徴収の額)

第10条の9 準用介護保険法第140条第1項及び第2項の規定による保険料の徴収(以下「仮徴収」という。)が行われていない年度における特別徴収対象被保険者に係る10月以降に徴収すべき保険料の額は、保険料の賦課額から6月から9月までの各納期における普通徴収に係る期割り額の合計額を控除して得た額とする。

2 保険料の賦課額の一部が仮徴収により徴収されている年度における特別徴収対象被保険者に係る10月以降に徴収すべき保険料の額は、保険料の賦課額から仮徴収による保険料の額及び6月から9月までの各納期における普通徴収に係る期割り額の合計額を控除して得た額とする。

第10条の5の次に次の2条を加える。

(保険料の一部を普通徴収の方法により徴収するときの各納期における期割り額)

第10条の6 準用介護保険法第136条第1項の規定による通知が行われた後に特別徴収対象被保険者に係る保険料が増額された場合において、保険料の一部を普通徴収の方法により徴収するときの各納期における期割り額は、増額された後の保険料の額から特別徴収すべき額及び既に到来した納期における期割り額の合計額の合算額を控除して得た額を残りの納期の数で除して得た額とする。

(特別徴収の方法により徴収されないこととなった保険料を普通徴収の方法により徴収するときの各納期における期割り額)

第10条の7 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなっ

たこと等により保険料を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合において、普通徴収の方法により徴収するときの各納期における期割り額は、保険料の額から特別徴収すべき額及び既に到来した納期における期割り額の合計額の合算額を控除して得た額を、条例第18条の規定による通知を発した日が属する納期以降の納期（特別徴収すべき納期のうち普通徴収の額のない納期及びその翌月の納期を除く。）の数で除して得た額とする。

第11条の見出し中「保険料」を「普通徴収に係る保険料」に改め、同条中「保険料は」を「普通徴収に係る保険料は」に改める。

第11条の2第3項第3号中「とき」の右に「(世帯別平等割に係る基準額については、特定同一世帯所属者に該当することにより、被保険者数が減少した場合に限る。)」を加える。

第11条の3を削る。

第12条中「国民健康保険料納入（変更）通知書」を「国民健康保険料納入（変更）通知書兼特別徴収開始（停止）通知書」に改める。

第13条中「保険料の」を「普通徴収に係る保険料の」に改める。

第18条の表国民健康保険料減額申請書の項を削り、同表国民健康保険料納入（変更）通知書の項中「国民健康保険料納入（変更）通知書」を「国民健康保険料納入（変更）通知書兼特別徴収開始（停止）通知書」に改める。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式

国民健康保険葬祭費支給申請書

(あて先) 京都市	区長	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名	電話 ー

京都市国民健康保険条例第8条の規定により葬祭費の支給を申請します。			
被保険者証記号番号	京	申請者と死亡した被保険者との関係	
死亡した被保険者	氏名	生 年 月 日	年 月 日
	死亡した日	年 月 日	葬祭を行った日 年 月 日

第5号様式を次のように改める。

第5号様式 削除

第6号様式を次のように改める。

第6号様式
1 現年度分用

年度国民健康保険料 納入 通知書兼特別徴収 開始 通知書
変更 停止

下記のとおり決定しましたので、通知します。

年 月 日 京都市 区長 印

被保険者証記号番号 これからの保険料の徴収の方法

変更前保険料年額 円	⇒	決定保険料年額 円
---------------	---	--------------

旧住所での保険料年額 円
新住所での保険料年額 円

各納期ごとの納付額は、以下のとおりです。

普通徴収	変更前の額	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	随時分
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
決定額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
納期限		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	裏面
特別徴収	4月	6月		8月		10月		12月		2月	特別徴収義務者	
変更前の額	円	円		円		円		円		円	特別徴収対象年金	
決定額	円	円		円		円		円		円		

保険料賦課対象月は、以下のとおりです。上段に*印がある月は基礎賦課額（医療分）及び後期高齢者支援金等賦課額（後期高齢者支援分）が、下段に*印がある月は介護納付金賦課額（介護分）が賦課されます。

氏名及び生年月日	賦課対象月	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3												所得割基礎額	氏名及び生年月日	賦課対象月	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3												所得割基礎額
年 月 日	医療・後期 介護													円	年 月 日	医療・後期 介護													円
年 月 日	医療・後期 介護													円	年 月 日	医療・後期 介護													円
年 月 日	医療・後期 介護													円	年 月 日	医療・後期 介護													円
年 月 日	医療・後期 介護													円	年 月 日	医療・後期 介護													円

保険料の内訳は、以下のとおりです。

	変更前の額の内訳			決定額の内訳		
	医療分	後期高齢者支援分	介護分	医療分	後期高齢者支援分	介護分
所得割基礎額	円	円	円	円	円	円
人数	人	人	人	人	人	人
所得割額①	円	円	円	円	円	円
均等割額②	円	円	円	円	円	円
平等割額③	円	円	円	円	円	円
法定減額額④	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円
算定額 ⑤(①+②+③-④)	円	円	円	円	円	円
限度額を超える額⑥	円	円	円	円	円	円
条例減免額⑦	円	円	円	円	円	円
保険料年額(⑤-⑥-⑦)	円	円	円	円	円	円
合計額						

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市国民健康保険条例施行細則の規定は、平成20年度分の保険料から適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)